

# 浄化槽法定検査（法第 11 条検査）受検のお願い

浄化槽は、保守点検・清掃と法定検査が適切に行われることによって、毎日の暮らしの中から出された汚水を浄化し、きれいな水にして流すことができる装置です。

浄化槽法では保守点検・清掃とは別に、これらが適切に行われ、浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査する「**法定検査**」が義務づけられています。

浄化槽にとって、保守点検・清掃は、いわば日常の健康管理であり、法定検査は健康診断にあたります。

毎年1回行う定期検査は、これまで11人槽以上の比較的大きな浄化槽と官公署分はすべて検査していましたが、10人槽以下の家庭用の浄化槽も検査できる体制が整ったため、平成17年度から順次検査を実施しています。

浄化槽を設置されている方は、法定検査の趣旨をご理解の上、必ず受検していただきますようお願いいたします。

## <検査の内容>

### 1. 使用開始検査（法第7条検査）

浄化槽を使い始めてから3か月を経過した後に、設置工事が適正に行なわれ、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうか、検査を行います。

### 2. 定期検査（法第11条検査）

毎年1回、浄化槽の保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうか、検査します。

なお、家庭用の浄化槽は、検査の結果、適正な維持管理が行われている浄化槽については、当分の間、5年に1回行うことになりました。

## 検査手数料（5～10人槽）

	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
使用開始検査	—	11,000円
定期検査	4,000円	6,000円



\* 法定検査は、設置者の委託を受けて業者が行う保守点検・清掃とは異なります。

\* 法定検査は、県の指定検査機関「(財)鹿児島県環境検査センター」が行います。

\* 法定検査は、事前に指定検査機関からハガキにより実施日の通知をします。

\* 法定検査の結果、改善の必要な浄化槽は、地域振興局（保健福祉環境部、建設部）から指導が行われます。

### お問い合わせ先

鹿児島県指定検査機関

### (財)鹿児島県環境検査センター

鹿児島市錦江町11-40

TEL 099-223-3185

<http://www.kagoshimakensa.or.jp/>

同地区担当（志布志保健所駐在）

TEL 099-472-1410

大崎町水道課下水道係

TEL 099-476-1111

